

人権CSRセミナー：児童労働×紛争鉱物

2014年11月7日(金)、大阪経済法科大学21世紀社会研究所が主催し、グローバル・コンパクト研究センター、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)が後援し、「人権CSRセミナー：児童労働×紛争鉱物」を開催しました。19企業・団体から22名の参加がありました。

1. 人権CSR×児童労働(認定NPO法人ACE代表の岩附由香さんから)

○児童労働とは？

子どもの権利条約によれば、「子ども」とは18歳未満のすべてのものをいい、生きる権利、育つ権利、守られる権利、そして参加する権利の保障が特に重視される存在です。「児童労働」はこの諸権利を奪うものであり、「子どもが働くこと=児童労働」ではありません。教育を受けることを妨げる労働、健康的な発達をさまたげる労働、有害で危険な労働、または子どもを搾取する労働、この要件がひとつでも該当すれば児童労働になります。よって「学校に通いながらのアルバイト」や「安全な環境下でのお手伝い」は児童労働に当てはまりません。

○企業はどのように取組めば？

世界的に児童労働は減少傾向にありますが、子どもを取り巻く社会的要因のため、その解決には時間が必要です。「子どもは働いて当たり前」という社会認識、学ぶ環境が整っていない現実、家庭の貧困に加え、児童労働に支えられた価格抑制とコスト削減というビジネスの仕組みの解消が不可欠です。企業にとって児童労働は、社会と事業のサステナビリティ、CSR、リスクマネジメントの3つの側面から対策が求められる課題になります。

●KPI

A) サプライチェーンまたは投融資先など事業に関わるところで児童労働および強制労働のリスクについて確認する年間あたりの対象社数と頻度

●パフォーマンス項目

B-1) 「児童労働および強制労働の禁止」を人権方針で明言していますか。

B-2) 研修のなかで児童労働および強制労働を事業活動と関連づけながら取り上げていますか。

B-3) ①取引先または②投融資を行う事業・プロジェクトにおいて、意図的か否かを問わず、児童労働や強制労働が生じないよう、事前および定期的な評価を行っていますか。場合によっては、①または②に対し改善に取り組む、または改善を働きかけていますか。

B-4) NGOや専門家団体と協力し、問題防止・解決に努力していますか。

2. 人権CSR×紛争鉱物(認定NPO法人テラ・ルネッサンス理事の小川真吾さんから)

○「紛争鉱物」問題とは？

紛争鉱物問題を考えるにあたって、世界では今も紛争が継続され、多くの人々が犠牲となっている事実を知る必要があります。例えば、アフリカ中・東部ではスーダン第一次内戦以降5カ国で9つの紛争が勃発し、その紛争犠牲者数は約1000万人と推定されています。最悪の形態の児童労働である「子ども兵」はサハラ砂漠以南8カ国で最近勃発した紛争(2004年~2007年)で20万人以上に上ります(子ども兵は「目に見えない兵士」と称され、正確な数の把握は難しく、実際には確認されている以上の子どもが紛争に加わっていたと考えられます)。このような紛争を長期化させる要因のひとつとして鉱物資源の存在があり、武力勢力によつ

て違法に採掘され、武器の購入などの活動資金にあてられています。国連の専門家パネルは 70 以上もの企業が国際的な基準に反して、コンゴの紛争鉱物の収奪に関わっていたと報告しています。すなわち、私たちが日常的に使用する携帯電話やパソコンといった電気電子製品に、コンゴ産のタンタルなどレアメタルと呼ばれる鉱物が使用されれば、結果的に武装勢力に加担することにつながります。この流れを変えようとする動きのひとつとして 2010 年米国金融規制改革法(ドット・フランク法)による紛争鉱物規制があります。

○企業はどのように取組めば？

第一に、紛争に関する現状、その原因、自社(業界)とのつながりを把握すること、第二に「できることをする」こと、例えば、消費、調達、投融資行為に企業による紛争の取り組みの評価を反映したり、現場支援を行う団体を支援したりしてください。最後に、広報・啓発を通じて伝達すること、法規制の必要性や紛争鉱物対策の社会的意義を社内外へ伝達することがあります。

●KPI

A)自社の事業活動を通じて関わる紛争地域・ハイリスク地域は何ヵ国ありますか？

●パフォーマンス項目

B-1)自社の事業と紛争地域やハイリスク地域の関わりや、自社の事業が紛争自体に関わるリスクについて、全社的に把握する組織・部局はありますか。

B-2)必要に応じて、政府や市民社会組織と協働しながら、社内外への意識啓発、紛争地域・ハイリスク地域への社会貢献活動などを行っていますか。

B-3)投融資・調達・市場進出で、紛争または紛争地域・ハイリスク地域と関わる場合、自社の事業が当該地域に悪影響を与えるリスクを把握していますか。

B-4)前項のリスクの把握に加え、人権デューディリジェンスを行い、悪影響の防止、緩和に取り組んでいますか。

3. コメント：指導原則と児童労働、紛争鉱物との関係(一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター白石理さんから)

国連ビジネスと人権に関する指導原則の第12原則によれば、企業は国際人権基準を尊重する責任を負います。その際の国際基準とは国際人権章典(世界人権宣言およびふたつの国際人権規約)およびILOの中核8条約ですが、これを補完する人権条約があり、子どもの権利条約、ジュネーブ4条約などの国際人道法が含まれます(なおISO26000には列挙されています)。

指導原則の第17原則によれば、企業は、自社(自社グループ)およびその関係性において責任を負います。すなわち、加担についても責任の対象となります。バリューチェーンにおける児童労働や紛争鉱物の問題も、当然ながら、責任の対象となるわけです。この紛争との問題については、昨今さまざまな課題が問題にあがつており、民間軍事会社(PMC)も国際的な関心の高い問題になります。

4. 会場からの質疑応答

○問題解決のために、児童労働には力才豆、紛争予防にはレアメタルへの対応だけでいいのでしょうか。

○金融規制改革法では4つの鉱物資源が対象となりましたが、当初は石油も対象であったと聞いています。

なぜ鉱物資源に限定されることになったのでしょうか。また、金融規制改革法成立におけるNGOの役割を教えてください。

○紛争鉱物規制への対応(サプライチェーンのマネジメント)に企業は多大な資金を費やしていますが、紛争

- 鉱物規制による効果は出ているのでしょうか。現場からの感想を教えてください。
- 米国のコロンビア特別区(DC)連邦巡回区控訴裁判所が紛争鉱物開示規則の一部規定を憲法違反と判断しましたが、紛争鉱物規制はどのような影響を受けるのでしょうか。
- アフリカで紛争が発生するに至った歴史的背景について教えてください。
- 日本国内において生じた児童労働の事例を教えてください。
- サプライチェーンで児童労働が発見された場合、当事者を解雇すればそれでいいのでしょうか。
- 企業が情報を収集するに際して、メディアや政府が果たすべき役割について教えてください。
- 業界団体の役割の可能性について教えてください。日本企業の場合、横並びで対応をできるので、業界団体の影響力は大きいと考えます。
- 企業のサプライチェーンは広く自社のみでは対応が難しいところがあります。「産・NGO・学」での協業の可能性があるのではないかでしょうか。

5. 成果

- 児童労働、紛争鉱物というCSRの重要な課題について、専門家を招き講演してもらうことで、課題の本質についての学びや気づきの機会となるとともに、今後企業にどのような取組みが求められるのかについて具体的なガイドラインを示すことができました。また質疑応答の時間を多くとり、ディスカッションを通じて内容を深めることができました。
- 会場から「産・NGO・学」の連携を望む声が出され、引き続き企画を行っていくことへの期待が共有されました。